

## 藩債処分から考える債権の近代化

東京都立大学 小林延人

### はじめに

#### ・ 問題関心の所在

①西欧世界における経済成長の要因は、技術革新や教育ではなく、「所有権」(property rights)<sup>1</sup>の設定にある(ノース・トマス, 1980, 2-13・130-132・184-188頁)

- ✓ 主として二つの機序: 財産権が創設されると、財の移転にかかる費用(取引費用)が軽減し、社会的収益は増大する/財産権が創設されると、自分の資源を自分自身のために利用するインセンティブが増大する
- ✓ ただし、個人に対して強い財産権が認められている社会では、さまざまな弊害をもたらされる可能性(独占, グリッドロック経済など)
- ✓ 財産権の創設は、実際の経済活動にどのような影響を与えるのか

②近代法のもとで著しい発達をとげた「金銭債権の進出」を容易にした法律制度は、「担保制度」と「債権譲渡制度」(我妻, 1953, 294頁)

- ✓ 民法は債権を財産権と捉え、自由な譲渡を定めている(民法第466条)
- ✓ 債権の譲渡性は何によって保障されるのか: 国家による債権の保護, 民法制定以前の世界

#### ・ 本報告の課題

- 財産権のうち債権に注目し、債権に対する国家の保護が、実際の経済活動とどのような関係にあったのかを考察する
- ✓ とりわけ藩債処分の過程において、近世来の債権を明治政府がどのように処理したのか、加島屋久右衛門を事例に検討する

#### ・ 加島屋久右衛門家(加久)について(廣岡家研究会, 2017)

- 寛永年間(1624-1643)に廣岡富政が大坂玉水町(現, 大阪市西区江戸堀)に分家し、加島屋久右衛門を名乗ったのがはじまり
- 両替商として主に米切手を担保とする貸付業務を営み、18世紀後半において、御用金の上納額で三井・鴻池と並ぶ家格にまで成長
- 次第に諸家との関係を深めていき、鴻池善右衛門家などと同様に大名貸に経営特化  
= 廃藩置県時(1871)において非常に多額の藩債を抱えており、藩債処分が商家経営に与えた影響を考察する対象として好適

---

<sup>1</sup> ノースとトマスは、「自身の土地, 労働, 資本, およびその他所有物を思い通りに利用する, 排他的な権利」として「所有権」(property rights)の性格を論じる一方で(ノース・トマス, 1980, 128頁), 債権や知的財産権を含む広義の概念として「所有権」を理解している(79・210頁など)。訳語としては「所有権」があげられているが、ノースのそれは、制限物権を除く物権と、債権, 知的財産権を包含するものであり、財産権概念に近いものと考えている。

## 1. 藩債処分の実施過程

### ・ 藩債処分の法的根拠

- 明治4年(1871)7月14日, 廃藩置県
  - ✓ 旧大名に対する債権はどう再定義されるのか/大名に対する貸付は大名個人の債務なのか/それとも藩政を担う統治機構の債務なのか/前者なら弁済は可能なのか, 後者なら旧藩の債務は貸し倒れとなるのか/その損害賠償責任を新政府は負うのか
  
- 同年8月, 大蔵省は地方行政に関する綱領を作成
  - ✓ 内債・外債を問わず詳細に調査して公私を明らかにし, 「公債」は旧知事・士族卒の家禄や県庁の収入などにより償却するという「通債之償却」を提示(小幡, 2018, 54-60頁)
  
- 同年11月27日の県治条例
  - ✓ 具体的な藩債処分の事務手続きは地方庁(府県)に引き継がれる
  - ✓ 大阪府では, 同年12月に藩債取調の調査を開始
  
- 明治5年3月27日, 「旧藩負債処分年度ノ新旧ヲ以テ弁償棄捐ノ区分ヲ定ム」(大蔵省伺)
  - ✓ ①天保14年(1843)以前<sup>2</sup>の旧藩の借入金は「古借」と見做して「棄捐」とする, ②弘化元年から慶応3年(1844-67)の借入金は「中借」として無利息50年賦の国債に切り替える, ③明治元年以降(1868-)の借入金は「新借」として3年据え置き・年利4%・25年賦の国債に切り替える, という藩債区分(須賀, 2017, 133頁)
  
- 明治6年3月25日, 新旧公債証書発行条例(太政官布告第115号)
  - ✓ 弘化元年(1844)から慶応3年(1867)までの藩債に対して無利息・50年賦の旧公債証書を交付する, ②明治元年(1868)から同5年(1872)までの藩債に対して年利4%の新公債証書を交付し, 元金は22年賦, 利息は25年賦で償還する
  - ✓ 法律上, 旧大名家に対する債権を「公債」と称することとなり, 「公債」は大蔵省が引き受けること(債務引受), そして藩債の調査と新旧公債証書の頒布に関わる実務は大蔵省と地方庁が担当することが明確に規定
  - ✓ 新旧公債証書は, 所持人の所有物であり, 相続, 譲渡, 質入れ, 抵当権設定など自由に行うことができる証券

### ・ 法制史上の意義

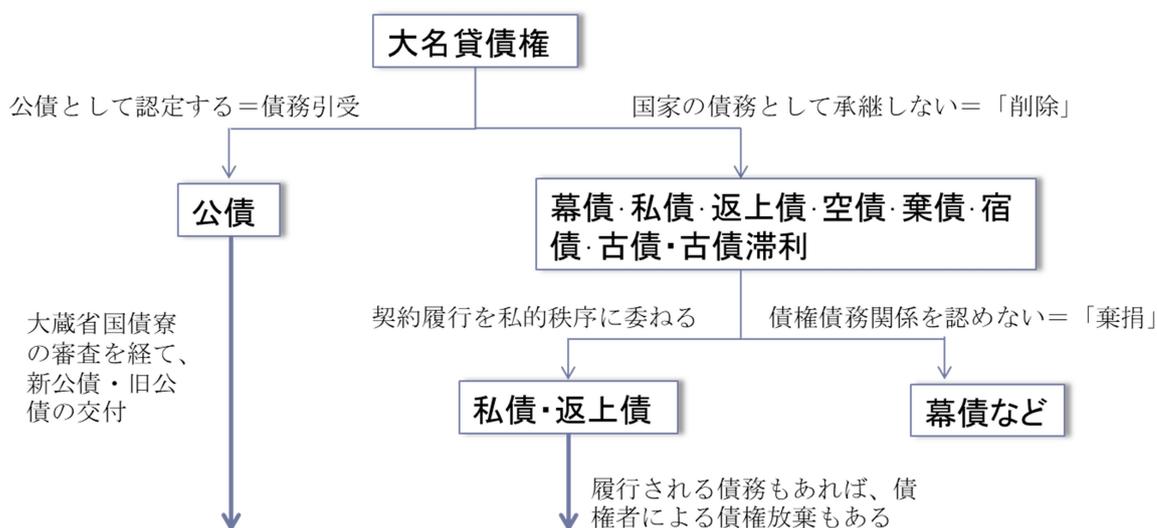
- 国家による債権の保護
  - ✓ 法文上には明示されていないものの, 藩債処分の実施過程では二段階の法的判定
  - ✓ 明治国家の債務として認めない・継承しないこと(「削除」)は, 債権債務関係を否定すること(「棄捐」)と同義ではない

---

<sup>2</sup> 天保14年, 旧幕府が藩債棄捐の法令を出していることを根拠に, この年代が設定された(千田, 1980b, 56頁; 「旧藩負債処分年度ノ新旧ヲ以テ弁償棄捐ノ区分ヲ定ム」『太政類典』第二編・第三百二十四巻・理財四十四・国債及紙幣三)。

- ✓ 藩債総額の2割以上を占める古債・古債滞利については、国家が債権債務関係を破棄したが、民法においても、一定期間行使されない債権は消滅すると規定されている（消滅時効）
- 私的秩序における契約の履行
  - ✓ 新旧公債が交付されなかった場合でも、債務は履行されることがある
    - e.g. 旧名古屋藩は、廃藩置県以前に伐採した木曽材を、徳川家の私有財産に属するものと政府に認めさせて私債の元利返済に充当。明治6年（1873）12月15日に、私債の全額を返済し、消却完了届を東京府宛に提出（松平，1976，246-47・257頁）
  - ✓ 藩の債務をすべて私債として償還し、そもそも国家に対して債務を引き継がなかった藩（「藩債全額ヲ私償シ、敢テ一金ノ公債ヲ仰カサル者」）も、8藩ほど存在（大蔵省国債局，1881，70頁）

## 藩債処分過程における二段階の判定（小林、2020）



## 2. 加島屋久右衛門家の大名貸と藩債処分

- ・ 明治5年（1872）4月時点での加久による大名貸債権の報告
  - 「〔川上公総督御取調分御布告前之処〕」（『廣岡家文書』12-16）
  - 債務者として計53家の領主家と貸付残高（債権額）を書き上げ
  - 古債に相当する債権の割合：37.28%（天保13年以前，金建て換算で396,185両）
- ・ 新旧公債証書発行条例後の加久による大名貸債権の報告
  - 「新古中証文之写 第一号（旧藩証文写，名護屋，高槻，仙台，白杵，高崎藩，索引）」（『大同生命文書』B8-10），および第二号～第八号（『同』B8-9～17）。
  - 貸付証文591口，計126家の証文を整理して，新旧公債証書条例に基づき正式に大阪府に提出したもの（の控）

表 3-1 加久の新旧公債申請（要約統計）

	観察数	平均	標準偏差	最小	最大
<b>借主（領主属性）</b>					
幕府	580	0.034	0.187	0	1
親藩	580	0.141	0.348	0	1
譜代	580	0.460	0.499	0	1
外様	580	0.271	0.444	0	1
支藩	580	0.017	0.130	0	1
一橋家	580	0.005	0.072	0	1
旗本	580	0.071	0.253	0	1
<b>借主（役職付）</b>					
老中	591	0.276	0.447	0	1
若年寄	591	0.090	0.286	0	1
大坂城代	591	0.255	0.437	0	1
大坂定番	591	0.020	0.141	0	1
大坂町奉行	591	0.029	0.167	0	1
<b>証文作成年</b>					
貸付金額（銀建て，匁）	581	295,594	776,147	136	8,735,440
年利（％）	458	7.3	5.1	0	40
新旧公債認定	183	0.57	0.50	0	1
年季（年）	51	41.4	41.3	0.5	250
<b>貸付属性</b>					
利息の証文化	591	0.095	0.293	0	1
書き換え	591	0.151	0.358	0	1
枝手形	591	0.102	0.302	0	1
結合	591	0.041	0.198	0	1
共同出資	591	0.171	0.372	0	1

表 3-2 加久の新旧公債申請（公債認定率）

	観察数	認定数	認定率		観察数	認定数	認定率
幕府	20	0	0.000	書き換え	Yes 89	29	0.326
親藩	82	11	0.134		No 502	99	0.197
譜代	267	65	0.243	結合	Yes 24	7	0.292
外様	157	52	0.335		No 567	121	0.213
支藩	10	0	0.000	利息の証文化	Yes 56	1	0.018
一橋	3	0	0.000		No 535	127	0.237
旗本	41	0	0.000	共同貸付	Yes 101	0	0.000
そのほか	11	0	0.000		No 490	128	0.261
Total	591	128	0.217	枝手形	Yes 60	1	0.017
					No 531	127	0.239

出所：「新古中証文之写 第一号（旧藩証文写. 名護屋, 高槻, 仙台, 白杵, 高崎藩, 索引）」（『大同生命文書』B8-10）、および第二号～第八号（『同』B8-9～17）、ほか表4参照。

注1) 幕末期までに家が輩出した役職を計上した。移封前の役職を含む。証文作成後、長期間経ってから役職に就任した場合には計上していない。役職は、菅（2014）24-31・201-223頁、『国史大辞典』若年寄の項などを参照した。

注2) 金建て証文は銀建てに換算したが、その際の適用相場は、①『大同生命文書』中の相場を優先して参照し、記載がない年度については②新保博氏の統計を使用した（同『近世の物価と経済発展』東洋経済新報社、1978年、171-173頁）。

注3) 公債認定は貼紙により公債が下付されたことが明らかな証文数のみを掲出した。簿冊には貼紙の剥がれが見られるため、実際の公債認定率はこれを上回る。

注4) 旧幕府の債権については、請高と納額が異なるため、実際の納額を「覚〔旧静岡・一橋・仙台・小田原・棚倉メ五藩分〕」（『廣岡家文書』12-58-13）により補正した。

注5) 本表の作成にあたっては、有本寛氏・高槻泰郎氏のご協力を得た。

- (1) 借主の属性
  - ✓ 譜代 46.0% (267 口), 旗本 7.1% (41 口), で過半を占める
  - ✓ うち, 役職経験 (老中・若年寄・大坂城代・定番・大坂町奉行) のある諸家 203 口
- (2) 証文作成年代と年賦
  - ✓ 最も古いものは寛保 3 (1743) 年 10 月, 返済期限が最も長い証文は 250 年賦
  - ✓ 30 年賦以上の長期返済証文は 6.1% (36 口)
  - ✓ そのほか, 時代分布
- (3) 証文の書き換え
  - ✓ 証文の書き換えによって作成されたことが明らかなものは 15.1%
  - ✓ 複数の証文を一紙にまとめる「結合」は 4.1%, 利息の証文化は 9.5%
  - ✓ 明治元年以降の証文は, 書き換えによって作成された証文が全期間平均よりも多い (28.1%)
- (4) 共同出資
  - ✓ 他の両替商と共同で出資した割合 17.1%, ほとんどが融通御貸付 (「御貸付」)
  - ✓ この場合, 公債認定率はほぼゼロ
- (5) 金額
  - ✓ 貸付証文の額面総計は 169,136 貫 812 匁, うち公債切り換えを申請した債権の総計は 163,200 貫 55 匁 = 元金返済率 3.51%
  - ✓ 新旧公債として認められたことが明らかな貸付証文 76,117 貫 437 匁, 申請した債権のうち 44.1% に相当
  - ✓ 内部帳簿 (明治元年) 上の貸付残高とほぼ同額の債権が新旧公債として認められている<sup>3</sup>
- (6) 公債認定の基準
  - ✓ 対幕府・一橋家・旗本の債権は認定率ゼロ, 古債や未払利息の証文化, 「御貸付」もほとんど認められず
  - ✓ 証文の書き換えを行うかどうかで, 「公債」の認定率に顕著な差
- (7) 金利
  - ✓ 平均年利は 7.25%
  - ✓ 年利 10% を越える証文は全 78 口, うち 60 口 (76.9%) が明治元～4 年の貸付
  - ✓ 年利 5% 以下の低利の貸付証文は全 161 口, 無利息証文も多い
- (8) 大名貸債権の譲渡性
  - ✓ 「加島屋」を屋号に持つ分家・別家・手代名義の貸付証文は全 145 口
  - ✓ 縁故者以外の証文は, 基本的に加久に流入していない = 大名貸の借用証文はあまり譲渡されることなく, 流通の範囲は限定的<sup>4</sup>

<sup>3</sup> 126 家のうち, 明治元年時点の内部帳簿 (「明治元辰暮巳正月改用達帳并古用達帳懸帳附込共書抜」『廣岡家文書』23-13-3, 「歩銀書抜」『廣岡家文書』23-13-6) に表れない家は 89 家にのぼる。これらの領主家に対する債権は, 元利返済が見込めないものとして資産から除却したものと考えられる。ただし, 加久はこうした古債の返済請求権を放棄したわけではなく, 新旧公債切り換えの際には債権として申請している。

<sup>4</sup> これとは異なる見解もある。鴻池屋 (山中) 善右衛門家の大名貸を検討した宮本 (1960) は, 借用証文の宛名に鴻池一門以外の名義が数多く存在することを指摘し, それらを「借用証文が鴻池に譲渡されたもの」と理解している (5 頁)。

### 3, 加久の経営その後

- ・ 新旧公債証書の使い途
  - 少なくとも 76,117 貫 437 匁の新旧公債を獲得（単純計算で、34 万 5,988 円）
  - 明治 14 年の貸借対照表（「勘定目録」）
    - ①公債市場での売買
    - ②府県為替方（岡山県・香川県など）を務める際の預け金
      - ✓ 岡山県為替方は、加久としても大名貸に代わる新規事業として期待された部門
      - ✓ 明治 9 年（1876）6 月の業務開始時には当主・正秋（第 9 代久右衛門）自ら蒸気船で岡山へ
      - ✓ 正秋は天保 15 年（1844）9 月 28 日生まれ、このとき満 32 歳
- ・ 加島銀行の設立
  - 明治 14 年の家政改革（小林，2021）：旧高松藩主の裁定，三井家からの資金援助
  - 明治 15 年(1882)10 月，日本銀行開業
  - 明治 21 年(1888)1 月，加島銀行・加島貯蓄銀行設立
    - ✓ 設立時の資本金内訳

### 小括

- ・ 資本蓄積の継承—経営史的観点から
  - 古債・古債滞利の「棄捐」が、経営に与えた影響は軽微
  - 大名貸債権→国債（新旧公債）への転化によって、幕末以来の資本を近代以降に引継ぐ
  - 加久は、新旧公債を売買したほか、為替方の抵当，加島銀行設立の資本金として利用
- ・ 債権の近代化への貢献
  - 債権の保護：国家による債務引受，債権認定
    - 近世的な身分を超えて債権者の権利を国家が保護
    - 「私的秩序」を補完，インセンティブ論に親和的な結論
  - 債権の流動化：公債の売買，公債担保金融
  - 債権の消滅時効：近世期には消滅時効の概念希薄，藩債処分は 30 年以上前の債権を一律棄捐
- ・ 本報告の限界と今後の課題
  - 他の両替商についても事例分析が必要
    - ✓ 小西新右衛門（高槻，2021），近江屋猶之助（須賀，2017），銭屋佐兵衛（小林，2015）
    - ✓ その一方で，加久は「きわめて例外的」な両替商であり，明治期以降に新しい業態に転換できた両替商の数はそれほど多くはなかったという見解も（粕谷，2020）
    - ✓ なかでも千田稔氏の一連の研究は本報告と対立（千田，1980a;1980b;1980c）
  - 債権一般に敷衍して議論できるか
    - ✓ 藩債処分の過程で，明治国家は国民全般の債権債務関係を法的に保護したわけではない
    - ✓ 大名貸に限っても，旧朝敵藩に対する懲罰的意味合いもあり，債権者保護の論理は貫徹せず

## 参考文献一覧

- 大蔵省国債局（1881），『藩債処分録』，大内兵衛・土屋喬雄編（1979），『明治前期財政経済史料集成』第9巻，原書房，所収。
- 粕谷誠（2020），『戦前日本のユニバーサルバンク—財閥系銀行と金融市場』，名古屋大学出版会。
- 小林延人（2015），『明治維新期の貨幣経済』，東京大学出版会。
- （2020），「国家による債権の認定—藩債処分と大坂両替商・加島屋久右衛門家」，同編『財産権の経済史』，東京大学出版会。
- （2021），「明治前期における広岡家の経営改革と広岡浅子」，吉良芳恵編『成瀬仁蔵と日本女子大学の時代』，日本経済評論社，刊行予定。
- 須賀博樹（2017），「両替商と藩債処分—森本家近江屋猶之助の場合」，『大阪商業大学商業史博物館紀要』，第18号。
- 千田稔（1980a），「藩債処分と商人資本—長田家の場合」，『経営史学』，第15巻第1号。
- （1980b），「藩債処分と商人資本—新旧公債に限定して」，『一橋論叢』，第83巻第5号。
- （1980c），「藩債処分と商人・農民・旧領主—藩債取捨政策に限定して」，『社会経済史学』，第45巻第6号。
- 高槻泰郎（2021），「小西新右衛門の大名貸と藩債処分」，社会経済史学会第90回全国大会，2021年5月15日。
- ノース，ダグラス・トマス，ロバート（1980），速水融・穂本洋哉訳『西欧世界の勃興』，ミネルヴァ書房。増補版（1994），新装版（2014）も参照箇所の頁数は同じ（North, Douglas C. and Thomas, Robert P. (1973), *The rise of the western world: A new economic history*, New York, Cambridge University Press.）。
- 松平秀治（1976），「尾張徳川家の藩債処分について—木曾材処分に関連して」，『研究紀要』〈徳川林政史研究所〉，昭和50年度。
- 廣岡家研究会（2017），「廣岡家文書と大同生命文書—大坂豪商・加島屋（廣岡家）の概容」，『三井文庫論叢』，第51号。
- 宮本又次（1960），「大名貸の利子率について（一）—鴻池両替商資本の研究」，『大阪大学経済学』，第10巻第2号。
- 我妻榮（1953），『近代法における債権の優越的地位』，有斐閣。